

令和6年度版 市税のしおり



小 田 原 市

目次

I 税金は、なぜ必要なのでしょうか（P.1）

- 1 国民の納税義務
- 2 税金の役割（機能）

II 税金には、どのような種類があるのでしょうか（P.2～3）

- 1 国税と地方税
- 2 普通税と目的税
- 3 直接税と間接税
- 4 国税・地方税の主な税目の内容

III 小田原市の税金(市税)には、何があるのでしょうか（P.4～5）

- 1 市民税
- 2 固定資産税
- 3 都市計画税
- 4 軽自動車税（環境性能割・種別割）
- 5 市たばこ税
- 6 入湯税

IV 小田原市の収入と支出は、どのような構成になっているのでしょうか（P.6～7）

V 小田原市の税金など、詳しく知りたいときは（P.8）

小田原市の基本情報（令和6年4月1日現在）

（人口） 185,986 人 （世帯数） 85,037 世帯 （面積） 113.60 km²



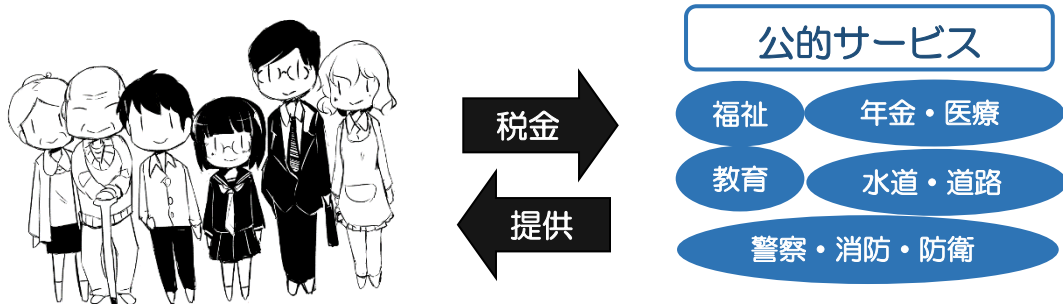
小田原市キャラクター「梅丸」

Ⅰ 税金は、なぜ必要なのでしょう

§ 税金は、私たちの共同社会を維持するための「会費」です。

国や地方公共団体は、私たちが健康で豊かな生活を送るために、医療などの社会保障・福祉や、警察や消防、教育などの公的サービスを提供したり、道路や学校、公園などの公共施設を整備したりしています。これらを行うには、たくさんの費用が必要となります。その費用を私たちが広く公平に負担しているのが税金です。

税金は、私たちが互いに支えあい、社会の一員として生活していくための「会費」といえるでしょう。



1 国民の納税義務

日本国憲法では、納税（税金を納めること）を国民の義務と定めています。

納税の義務は、勤労の義務、普通教育を受けさせる義務とともに、国民の三大義務とされています。

📖 憲法第 30 条 「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」

2 税金の役割（機能）

税金には、大きく分けて次の三つの役割（機能）があると考えられています。

財源調達機能

国や地方公共団体が、公的サービスを提供し、公共施設を整備するためには、安定した財源が必要となります。税金には、この財源を確保するという役割があります。

所得再分配機能

税金を負担する能力は、すべての人が同じではありません。所得や資産の少ない人には小さい負担を、多い人には大きい負担をしてもらいます。また、所得の少ない人には、一定の社会保障を受けられるようにし、社会を安定化する役割があります。

景気調整機能

景気が良く所得が増えると、税金の負担も増えるので、その分投資や消費にまわる資金が減り、景気の過熱が抑制されます。逆に景気の悪いときには、所得が少なくなり税金の負担が減るので、その分投資や消費にまわる資金が増えて、景気の落ち込みを緩めます。

II 税金には、どのような種類があるのでしょうか

§ 私たちの国には、約 50 種類の税金があります。

私たちの生活の中で、税金は非常に身近なものですが、税目（種類）や仕組みについては知らないという方も多いのではないのでしょうか。

公的サービスや公共事業を行うための大切な財源となる税金には、どのような区分や税目があるのか見てみましょう。

1 国税と地方税

国に納める税金を「国税」といい、地方公共団体に納める税金を「地方税」といいます。

また、「地方税」は、道府県に納める「道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

2 普通税と目的税

使いみちが特定されておらず、どのような公的サービスにも使うことができる税金を「普通税」といい、使いみちが特定の公的サービスに限られている税金を「目的税」といいます。

3 直接税と間接税

税金を負担する方が、直接、国や地方公共団体に納税する税金を「直接税」といい、税金を負担する方と国や地方公共団体に納税する者が異なる税金を「間接税」といいます。

			直接税	間接税
国 税		普通税	所得税・法人税・相続税・贈与税など	消費税・酒税・関税・たばこ税・印紙税・石油ガス税など
		目的税	復興特別所得税・森林環境税など	電源開発促進税など
地 方 税	道府県税	普通税	道府県民税・事業税・不動産取得税・自動車税（環境性能割・種別割）など	地方消費税・道府県たばこ税・軽油引取税・ゴルフ場利用税など
		目的税	狩猟税など	
	市町村税	普通税	市町村民税・固定資産税・軽自動車税（環境性能割・種別割）など	市町村たばこ税など
		目的税	都市計画税など	入湯税など

4 国税・地方税の主な税目の内容

国 税

- 所得税・法人税 個人や法人の所得に応じてかかる税
- 相続税・贈与税 財産を受け継いだときなどにかかる税
- 消費税 物品やサービスの消費にかかる税
- 酒 税 アルコール分1度以上の飲料にかかる税
- たばこ税 たばこにかかる税
- 自動車重量税 車検などの際に自動車の重量に応じてかかる税
- 関 税 外国から輸入した貨物にかかる税
- 森林環境税 森林整備及びその促進にかかる税

※上記のほかに、揮発油税・航空機燃料税・石油ガス税・石油石炭税・
印紙税・登録免許税・電源開発促進税などがあります。

道 府 県 税

- 道府県民税 個人や法人の所得に応じてかかる税
- 事業税 個人や法人などの事業所得にかかる税
- 不動産取得税 土地や家屋を取得したときにかかる税
- 自動車税(環境性能割) . . . 自動車の取得時に燃費性能などによりかかる税
- 自動車税(種別割) 自動車を所有している人にかかる税
- 道府県たばこ税 . . . 道府県内の小売業者に売り渡されたたばこにかかる税
- ゴルフ場利用税 ゴルフ場を利用したときにかかる税
- 地方消費税 物品やサービスの消費にかかる税

※上記のほかに、鉱区税・狩猟税・軽油引取税などがあります。

市 町 村 税

- 市町村民税 個人や法人の所得に応じてかかる税
- 固定資産税・都市計画税 . . . 土地や家屋などを所有している人にかかる税
- 市町村たばこ税 . . . 市町村内の小売業者に売り渡されたたばこにかかる税
- 軽自動車税(環境性能割) . . . 軽自動車の取得時に燃費性能などによりかかる税
- 軽自動車税(種別割) 軽自動車などを所有している人にかかる税
- 入湯税 温泉を利用した人にかかる税

※上記のほかに、鉱産税・事業所税・共同施設税・宅地開発税・水利地益税などがあります。

Ⅲ 小田原市の税金(市税)には、何があるのでしょうか

§ 小田原市には、6つの税目があります。

小田原市の6つの税目（市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税）について、それぞれ内容を見てみましょう。

1 市 民 税

市民税には、給料などの所得に応じて個人に課税される「個人市民税」と、事業所得等に応じて株式会社などの法人（企業や団体など）に課税される「法人市民税」があります。

(1) 個人市民税

毎年1月1日現在、小田原市に住んでいる方にかかる税金で、前年一年間（1月から12月まで）の所得を基に計算します。また、個人市民税には、「均等割」と「所得割」があり、これらの合計が税額となります。前年一年間に収入がなかった方や、収入が非課税所得（遺族年金や障害年金）のみの方などには、個人市民税はかかりません。

個人市民税は、市税収入の約36%を占めており、小田原市の財政を支える主要税目として重要な役割を果たしています。

- ☞ 「均等割」は、公的サービスや公共事業に充てる費用を、できるだけ広く市民に負担してもらおうとするもので、税率は3,000円です。
- ☞ 「所得割」は、均等割が広く市民に一定の負担を求めるのに対して、個人の所得に応じた税の負担を求めるものです。所得割の性質や税額の算出方法は、国税である所得税と共通する点が多くあります。

(2) 法人市民税

法人市民税は、小田原市内に事業所や営業所がある法人にかかる税金で、各法人の事業年度ごとに税額を計算します。法人市民税には、「均等割」と「法人税割」があり、これらの合計が税額となります。

- ☞ 「均等割」は、法人が事業を行うには、個人の場合と同様にさまざまな公的サービスを受けていることから、法人にもその費用を負担してもらおうとするもので、税率は、資本金（株主などの出資金）などの額や従業員数に応じて区分されています。
- ☞ 「法人税割」は、均等割が事業規模に応じて負担を求めるのに対して、法人の事業利益に応じて課されるもので、国に納める法人税の額を基に税率を掛けて算出します。

2 固定資産税

毎年1月1日現在、小田原市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方にかかる税金で、固定資産の評価額を基に計算します。

固定資産税は、市税収入の約48%を占めており、小田原市の財政を支える安定した主要税目として、市民税とともに重要な役割を果たしています。



- ☞ 「償却資産」とは、工場や商店などを経営している人が、その事業のために使用している機械・器具・備品などをいいます。

3 都市計画税

毎年1月1日現在、小田原市内の市街化区域内に土地や家屋を所有している方にかかる税金で、固定資産税と併せて課税されます。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業などに要する費用に充てるための目的税です。



- ☞ 「市街化区域」とは、住みよいまちづくりのために、すでに市街地となっている区域や、おおよそ10年以内に優先的・計画的に市街化すべき地域をいいます。これに対し、市街化を抑える区域を「市街化調整区域」といい、この区域には都市計画税はかかりません。

4 軽自動車税（環境性能割・種別割）

軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車の取得時に燃費性能などに応じてかかる税金で、令和元年10月1日に導入されました。また、軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽自動車（オートバイ、軽自動車、農作業用トラクターなど）を所有している方にかかる税金で、軽自動車の種類別に税率（年税額）が決められています。



5 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造業者や卸売販売業者が、市内のたばこ小売店に売り渡すたばこにかかる税金です。

たばこには、市たばこ税のほかに、国のたばこ税・たばこ特別税、道府県たばこ税、消費税・地方消費税が課税されていて、販売価格の6割以上が税金となっています。

6 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉を使った浴場）を利用したとき、利用客にかかる税金です。

入湯税は、観光の振興、公衆トイレやごみ処理施設といった環境衛生施設の整備などに要する費用に充てるための目的税です。小田原市では、観光の振興に充てています。



Ⅳ 小田原市の収入と支出は、どのような構成になっているのでしょうか

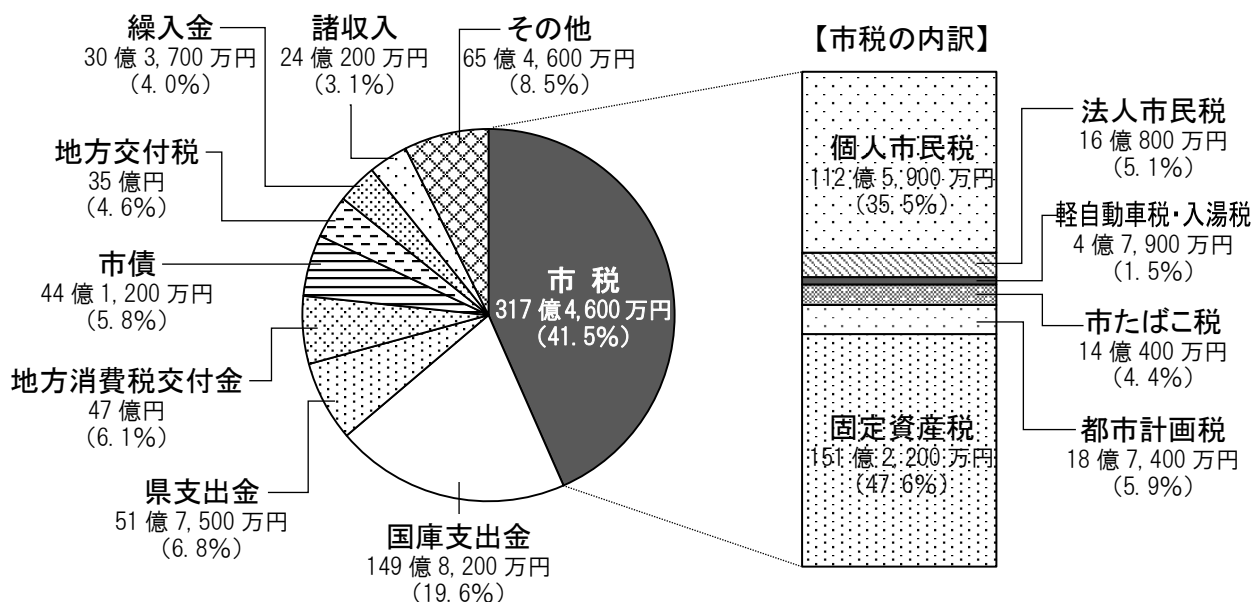
§ 小田原市の収入の約 41%が市税です。

小田原市の令和6年度一般会計予算は、収入（歳入）・支出（歳出）ともに765億円です。歳入予算のうち、市税収入は317億4,600万円が計上されていて、市の収入全体の約41%を占めています。市税は、市が自主的に収入できる財源で、この割合が高いほど、安定的で自主的な市政運営が可能であるといえます。【図1】

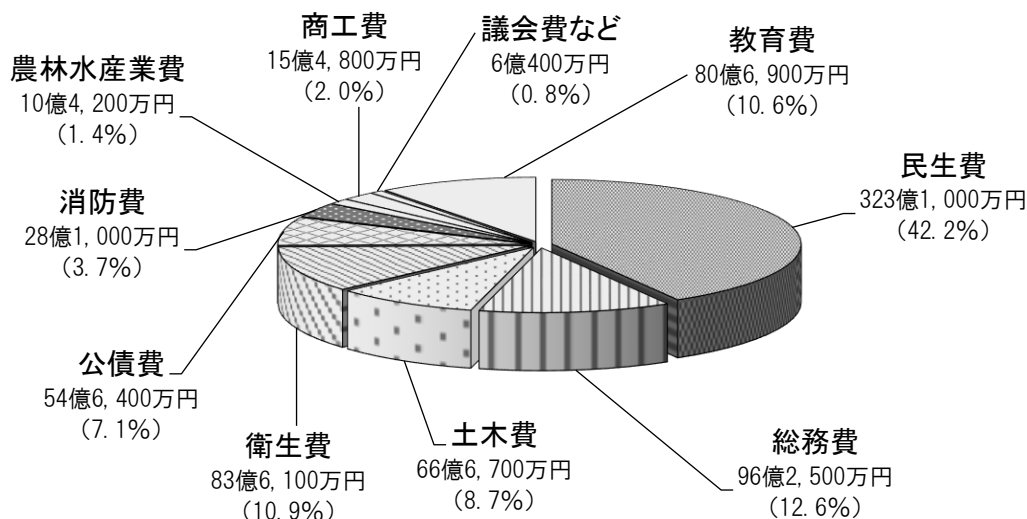
一方、歳出予算では、民生費（子育て・高齢者・障がい者施策などの費用）の割合が大きく、市の支出全体の約42%を占めています。【図2】

☞ 「予算」とは、公的サービスなどに必要な支出とそれを賄うための収入の見積りのことです。これに対して、収入と支出の実績のことを「決算」といいます。

【図1】令和6年度一般会計歳入予算（765億円）の構成



【図2】令和6年度一般会計歳出予算（765億円）の構成



小田原市の市税収入を 10,000 円とした場合の使いみち

市税収入を 10,000 円とした場合、令和 6 年度一般会計予算では次のような割合で使われます。
近年は、高齢化の進展などにより、民生費の割合が高くなっています。



農林水産業費・商工費など 323 円

農業・林業・漁業の振興、商工業や観光振興のための費用



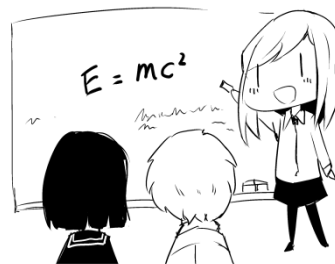
議会費など 105 円

市議会の運営のための費用など



消防費 567 円

消防・救急活動、消防設備の充実、火災予防などのための費用



教育費 1,162 円

学校教育や生涯学習、幼稚園・小学校・中学校の建設や管理のための費用



公債費 1,122 円

市の借金などを返済するための費用



民生費 3,043 円

高齢者・児童・障がい者・ひとり親家庭などの生活を支援するための費用



衛生費 1,168 円

予防接種や健康増進、ごみ処理やし尿処理などのための費用



土木費 878 円

道路・河川・上下水道・公園の整備などのための費用



総務費 1,632 円

交通安全、災害対策、行政事務などのための費用

※市の事業は、市税収入以外の財源も使われているため、市税収入の使いみちの割合と、P.6 の一般会計歳出予算の構成割合とは異なります。

V 小田原市の税金など、詳しく知りたいときは

§ 税金に関する問い合わせ先

税金に関する情報は、インターネットでも調べることができますので、ご利用ください。また、小田原市の市税収入の決算額の推移や各税目の税率などについては、「市税概要」に掲載していますので、詳しく知りたいときは、小田原市ホームページで「市税概要」と検索してください。

電話でのお問い合わせ先は、次のとおりです。税金の種類ごとに問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。



○ 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税など）に関すること

小 田 原 市 役 所	電話番号	担当課	市役所窓口
市 民 税 に つ い て	0465-33-1351	市 民 税 課	9 番窓口
固定資産税について	0465-33-1361	資 産 税 課	11 番窓口
軽自動車税について	0465-33-1343	市 税 総 務 課	8 番窓口
税金の納付について	0465-33-1345	市 税 総 務 課	7 番窓口

小田原市ホームページ 税金 <https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/tax-resi/tax2/>

○ 国税（所得税、相続税など）に関すること

小 田 原 税 務 署	電話番号	所在地
	(代表) 0465-35-4511	小田原市荻窪 440 番地

国税庁ホームページ 税について調べる <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/index.htm>

国税庁ホームページ 税の学習コーナー <https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm>

○ 道府県税（自動車税、不動産取得税など）に関すること

小 田 原 県 税 事 務 所	電話番号	所在地
	(代表) 0465-32-8000	小田原市荻窪 350 番地の 1

神奈川県ホームページ 県税便利帳 <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/index.html>

神奈川県ホームページ わたしたちの生活と税 <https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a009/b001/005.html>

あ と が き

税金は、私たちが社会の一員として、豊かで安心な暮らしを送るための会費のようなものであり、皆で広く公平に負担し合っているものです。

また、私たちは、国民の義務として税金を納めるだけでなく、税金の使い道についても関心をもつことが大切です。

この冊子が税金の意義や役割、税に関する知識についての関心を高めるきっかけになれば幸いです。

令和6年度版 市税のしおり

令和6年6月発行

小田原市総務部 市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL 0465-33-1341（市税総務課税制係）

イラスト：宇城^{うしろ}はやひろ（漫画家・小田原市出身）

スマートフォンやタブレットで
市の税金について調べるときは、
小田原市 税金 公式ホームページをご覧ください。

小田原市 税金

検索



小田原の豆知識

この鳥は市の鳥で「コアシサシ」です。

酒匂川の中洲に巣を作り6月頃には可愛らしいヒナが見られます。



この魚は市の魚（海水魚）で「アジ」です。

銀色に光り輝きながら海を回遊する相模湾を代表する魚です。

ちなみに、市の魚の淡水魚は「メダカ」です。

